

～消費者注意情報～

クレジットカードの請求書に見知らぬサービスの利用料金が！！
～インターネット光回線のオプション契約に関する相談が増えています～

(平成28年3月23日)

相談事例

大手通信会社のインターネット光回線の勧誘チラシを見て、電話をかけたところ、契約申込先は、通信会社の代理店であった。代理店を通じて光回線とプロバイダの契約をして、クレジットカード決済で利用料金を支払うこととした。

その後しばらくしてから、クレジットカードの請求明細書に、見知らぬサービス名で、月額約数千円の請求があることに気付いた。

クレジットカード会社に確認したところ、請求に関する連絡先は光回線を申し込んだ代理店であった。代理店に確認すると「通信会社とは別会社のインターネットのオプションサービス料金である。契約内容については郵便で送付している」との回答であった。

そうしたサービスを契約したつもりはなく、契約内容について記載された書類を受け取った記憶もない。支払わなければならないか。

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 代理店から勧められる「オプション」の内容をよく確認しましょう！**

通信事業者に代わってインターネット光回線の勧誘や契約を行う代理店が、インターネットに関連する他社のサービスをオプション契約として勧誘することがあるようです。

しかし、こうした勧誘の多くは電話で行われているため、勧誘の際の説明内容は記録に残らず、また、説明を受けた消費者の記憶も曖昧になりがちです。電話勧誘を受けた際には、契約内容等を記載した書面の送付を求め、正確に把握した上で判断しましょう。

また、「契約当初〇か月間無料」などの説明を受けて、すぐに解約するつもりで安易に契約してしまうこともあるようですが、解約手続きを忘れると利用料金が発生します。自分にとって必要な契約なのかどうか、慎重に判断しましょう。

★ 事業者から送られてくる書類やクレジットカード請求明細はその都度しっかり確認し、保管しましょう！

事業者から郵送されてくる書類に契約内容等が記載されていることがあります。きちんと確認して、必要なものは保管するようにしましょう。また、クレジットカードの明細等は、その都度、内容をしっかり確認しましょう。もし、身に覚えのない請求等があった場合は、すぐにクレジットカード会社等に確認しましょう。

★ 疑問を感じたら、消費生活センターにご相談ください！

契約内容に疑問が生じたときや、事業者の対応に不審な点がある場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。